

第四十八回 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和四十年二月十一日(木曜日)
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信二君
理事 佐野 廣君
成瀬 龍治君
中尾 辰義君
天田 勝正君

委員 大竹平八郎君
太田 正孝君
岡崎 真一君
栗原 祐幸君
津島 壽一君
島島徳次郎君
林屋亀次郎君
日高 広為君
堀 末治君
村松 久義君
木村精八郎君
佐野 芳雄君
鈴木 市蔵君

事務局側

常任委員会専門員

参考人 日本銀行總裁 宇佐美 洵君

本日の會議に付した案件
○租税及び金融等に関する調査
(金融に関する件)

○委員長(西田信二君) ただいまから大蔵委員会

第五部 大蔵委員会會議録第四号 昭和四十年二月十一日【参議院】

を開会いたします。
租税及び金融等に関する調査のうち、金融に関する件を議題といたします。

宇佐美日本銀行總裁には、本日まことに御多忙の中を参考人として御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。定刻お越しをいただきまして、若干開会のおくれをしたことを恐縮に存じます。

宇佐美總裁には、御就任後、本月初めて本委員会に御出席をいただいたわけでございますので、本日は、まず、当面の経済及び金融に関する諸問題につきまして、總裁としての御所信を承りたいと存じます。

委員会の議事は、總裁から所信を承りました後、委員の質問に入るといふ順序で進めてまいります。それでは、宇佐美總裁から御発言をお願いいたします。

○参考人(宇佐美洵君) ただいま委員長から御指名がございました。日本銀行總裁の宇佐美でございます。昨年十二月に、山際前總裁がおやめになりました。はからず私がその後任に任命された次第でございますが、前任者同様よろしくお願いいたします。

ただいま委員長からお話ございましたので、最近の金融情勢並びに今後の見通しにつきまして、簡単に考えを申し上げてみたいと存じます。

御承知のとおり、日本銀行は、一昨年、三十八年後半から著しくなりました国際収支の悪化の傾向にかんがみまして、三十八年の末以来、政府とも協力いたしまして、金融引き締め措置を実施してまいりました。幸いにも引き締め政策の効果は次第に出てまいりました。

銀行貸し出しの増加額がその前年の増加額を持続して下回るといふようになりまして、貸し出し抑制傾向が引き続きまして、そのため預金通貨残高も昨年後半以来著しく増勢鈍化の様相を呈してまいりました。また、昨年十一月より年末にかけてまして、銀行券の発行もかなり鈍化してまいりました。

一方、生産につきましては、引き締め後もかなりの増勢を続けておりましたものの、これまた昨年十月ごろから生産調整を行なう企業が増えだんだんふえてまいりまして、そのため鉱工業生産指数も十一月、十二月と、季節的調整をしてみまると、いづれも前月を下回るといふようになっています。

その間、物価の動向でございますが、卸売物価はまずまず落ち着いた推移を続けております。一方、消費者物価は、特にこの一月米価の引き上げもございまして、かなりの上昇を見ており、その点私どもとしても消費者物価の今後の動向につきましては深甚な関心を持たざるを得ないのであります。

自体は一ころに比べますと鈍化してきています。はいいかというふうに見られるわけでございます。

以上のごとき情勢を映しまして、金融引き締め当面の目標でございます国際収支におきまして、貿易収支、経常収支とも去年の七月九月ごろより黒字を回復いたしました。十一月十二月においては、かなりの黒字を見るに至ったのでございます。

十一月十二月期は例年季節的に輸出の盛んな時期でございます。必らずしも表面にあらわれております数字で安心をするわけにもまいらないのでございまして、この期間中の貿易収支はなお相当の黒

字であるといふことでございます。特にこの黒字の原因が、輸出が好調であるといふこと、それから輸入も企業の原材料などに対する輸入態度が慎重なこと、この両面から見まして、この傾向は非常にいい傾向ではないかと思っております。

本年に入りまして、貿易収支はまず引き続き黒字を基調的にあらわしているように思うのでございます。

しかし、その反面、昨秋ごろから企業倒産の増勢がかなり目立っております。これはまことに遺憾なことでございます。私どもとしてもその動向については非常に注意を払っております。

特に中小企業関係の倒産につきましては、日本銀行の各支店を啓発して、その原因を調査せしむる一方、各地元の金融機関とも相談して、できる限りの防止につとめておるよう次第でございます。

以上のごとき情勢を総合的に判断いたしました。日本銀行としては、まあいままでは一年間続けてまいりました金融引き締めを一部解除することが適当ではあるまいかという考えで、昨年十二月には準備預金の準備率を引き下げまして、引き続き情勢を見てまいります。

次第でございますので、去る一月九日に公定歩合の日歩一厘引き下げを実施した次第でございます。私どもとしては、今回の措置により景気が特に刺激されることのないようにということを考えておりましたが、現に公定歩合引き下げ後の情勢を判断をいたしました。今回の引き下げが特に経済界に対して刺激のあったとは思われず、その意味におきまして特に問題を生じておると思つていないのでございます。

ただ、今後の成り行きといたしまして、国際収支につきましても、やや具体的に見ますと、海外景況の先行きがどうな

るか、また、通貨価値防衛策に関連いたしまして、各国の輸出マインドがいよいよ強まる傾向にございまして、わが国といたしましては、いま非常に輸出がよいという手放しの楽観はできないのではないかと。また、企業経営の基盤強化の問題にいたしましては、消費者物価の動向などにつきましても、わが国経済がまだ手放しでこれだという状態では決してないわけにございまして、したがって、今回の公定歩合の一厘引き下げも、程度として非常にこまかいものでございまして、この程度ですと様子を見ようということで一厘にとどめたような次第でございまして。

そこで、今後の見通しでございまして、ただいま申し上げましたとおり、まず経済情勢は落ちついた様相を示しており、また調整過程もまず順調に進んでおると思っておりますが、しかし、先行きの指標から判断する限り、まず貿易収支はあまり心配はないといたしまして、しかし、これは長期的に見ますと、なお問題はたまたま申し上げましたようにございまして、産業界がたまたま進めております設備及び生産の調整も、はたして具体的にうまくいくか、いま深甚なる注意をもって考えておるような次第でございまして。

いま一般にいわれております供給過剰が、どの程度のものであるか、またその性格がどんなものであるか、その辺の判断が今後の景況の見通し、ひいては金融緩和の進め方にも影響してまいりまして、今後の政策は、その意味において慎重に考えてまいる必要があるわけにございまして、過去何度かの引き締め期におきましては、その末期におきましては、いずれも供給過剰の状態が出てまいりまして、それから次の景況回復期になりますと、その供給過剰の傾向は間もなく解消するということを繰り返してまいりましたのでございまして、今回はそれほど簡単ではないのではないかと考えております。すなわち、供給過剰の程度が従来に比して大きくなつてきているというばかりでなく、内容的に見ましても、投資財とあるいは耐久消費財といった最終需要財の在庫

増が著しくなつており、これまでのような中間需要財の在庫増というものは比較的少ないようございまして。したがって、それだけ現在の供給過剰には構造的な色彩濃いのではないかと考える次第でございまして、要するに問題がなかなか複雑になつてきております。これに加えて、皆さま御承知のように、最近企業間信用が非常にふえてまいり、ある人は二十兆という大きな数字を言っているのでもございまして。これがこの供給過剰をささえているのでもございまして。この問題は私どもはほんとうに考えていかなければならぬ問題だと思ひます。

今後の金融緩和によりまして、供給過剰の事態が加へて深刻化したり、あるいはたまたま申し上げました企業間信用が減らないというようなことで、わが国経済の基盤が強化されたとはいひにくいわけにございまして、私どもとしては、当面の貿易収支、生産の動向とともに、これらの問題の推移を見守つて、慎重に金融政策を立てていかなければならぬと考えておるのでもございまして。以上、簡単に最近の金融情勢の概略を申し上げて、日本銀行といたしまして、今後の考え方、要するに、私は、日本銀行が各方面の御意見、国民各位の御意見を十分常に承りながら、この金融の大切なときを日本のために努力しなければならぬと考えておるような次第でございまして。はなはだ簡単にございまして、一応御報告を終わらせていただきます。

○委員長(西田信一君) ありがとうございます。

引き続き、参考人に対する質疑に入ります。御質疑の方の発言は、便宜、委員長から指名いたします。なお、宇佐美総裁の本委員会御出席の予定時間は大体正午までとなっておりますので、お含み願ひます。

木村福八郎君。

○木村福八郎君 ただいま宇佐美日銀総裁から、日本の経済の実態が、貿易収支もだんだん好転し

てきている、金融も緩和され、物価上昇も落ちつきを示して安定的になつてきており、調整過程もだんだん進みつつあるようなお話がありました。しかし、長期的に見ると、まだ国際収支の問題があるし、さらにまた物価にも、最近やや卸売り物価は安定してきているけれども、消費者物価に問題がある、最近落ちつきを示しているけれども問題があるというお話でした。

それで、私は主として今後の見通しの点について伺いたのですが、見通しにつきましては、総裁は必ずしも楽観はしておられないわけですが、この日本の経済、景況見通しを行なうにあつては、いまのいわゆる不況の実体がどういふものであり、何が原因であるかという点が、私は一番重要であると思ひます。

そこで、大體総裁のお話を聞いてみますと、供給過剰、設備過剰、いわゆる供給圧力というものが非常に大きくなつていふ。今後設備投資なり生産調整がうまくいくかどうかということがポイントであるといふお話でしたが、私も同感です。その点についてはいろいろ、構造的な原因とか、金融引き締めが原因とか、いろいろありますけれども、昭和三十一年ごろから十年ぐらゐの過程をずつと見ると、やはり従来の、設備投資を続けてきまして、それがここに非常に供給過剰になつてきて、長期的な景況変動からこういふ不況が来た、こういふふうにも思ひます。それで、私の考えでは、このままですともつと供給過剰がひどくなるのではないかと、この点を問題にしているのです。

一つは物価の問題です。ことしの物価は、御承知のように、一月一日から消費者物価が上がりまして、あるいは医療費の値上げ、また水道料金の値上げとか、主として公共料金の値上げが非常に相次いで起きているわけですが、これは私は、公共料金の値上げというものは一種の増税みたいなものだと思ひます。いわゆる独占的な価格、料金の値上げは強制力がある。選択の余地がない。私、計算してみますと、消費者米価値上げが、昭和三十六年六百三十五億、四十年九百三億、国民負担が

ふえるわけですね。医療費九・五兆値上げで、大體国民負担が七百億といわれております。こういうふうに公共料金の値上げによつて大衆の購買力がそこで非常に吸収されるわけですね、そうすると、いわゆる設備過剰は相対的には消費減少というふうになりますから、さつき言われました耐久消費財等の売れ行きも悪くなり、供給過剰の問題が、この物価の問題を処理しませんが、そういう点から私はむしろひどくなるのではないかと。

もう一つは貿易の問題ですけれども、これは総裁も十分御存じと思いますが、大體ことしの上期はアメリカの景況もそう悪くないだろう、しかし下期には在庫投資が減つてくるのではないかと、そのほかにボンドの危機の問題もありまして、フランスのアメリカからの金引き揚げ等もあり、国際通貨はかなり問題ををはらんでおるわけですから、そうしますと、貿易外収支の問題ももちろんありまして、ことしの下期になると、そんなに樂觀できないのではないかと。

そういうふうなことから、いまは一応調整過程が済んでおるようではけれども、私はことしの下期ごろに向かつてはかえつて供給過剰の問題が激化するのではないかと。もちろん、設備投資や生産の調整がどのぐらゐ進むかということが問題で、これまでも自主調整、自主調整と幾らやつても調整がつかないわけですね。結局これは私は総合的には金融政策——財政ももちろんございましてけれども、金融政策が非常に重要じゃないかと思ひます。

最近、三月ごろもう一厘下げるのではないかと、いう意見もありまして、そういう今後の見通しとして、それから今後の公定歩合の引き下げの問題について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(宇佐美海君) ただいま御質問いただいたわけですが、大體の考え方は、ただいまの木村先生のお考えと私も同じように心配しておるわけにございまして。

先ほど申し上げましたとおり、現状は国際収支もまずまず、信用状等のぐあひから見まして、四

月あたりまではいいと考えられるわけでございます。やはり最近の各国の情勢を見ますと、戦後非常にインフレーションの考えが強かつたのでございすが、やはりその根本には、各国とも、最近のインフレーションの例を申し上げるまでもないのです。自分の国の通貨の保全に非常に今後努力して、安定しなげようというその国は存在しない。そうしますと、各国とも日本が言っておるような輸出スライドあるいは輸入抑制というふうなものがない限り、いまの国際情勢から表向きにははつきり出てこないにいたしまして、制限があるにいたしまして、内心は各国の国際競争は非常にきびしくなつてくると、こういう覚悟は私はしなければならぬと思つておるでございます。

決して日本だけやっておるのじゃないということとを考へますと、国際収支にいたしまして、非常にまあ先行き、単にアメリカが、この閣下統領が言われておるうちに、ことしじゅうは景気は保持するといひましても、やはりこれは各国おそろく努力して保持して私もちたいと思つておるのです。市況については樂觀はできないのじゃないか。さらに、国際貿易を日本がほんとうにやつていく、輸出を振興するためには、単に国内生活というふうな意味だけでなく、物価の安定ということが貿易に非常に必要だと思つておるものでありまして、この物価と、それから国際収支の問題は、一見別々のようですが、非常に関連性があるということとを考へてまいらなければならぬと思つておるのです。

それで、物価の見通しでございますけれども、実は金融政策だけで及ばない公共料金であるとかいろいろのものもございまして、私どもは政府に對しまして、何とか物価の安定をしてもらふように、それぞれの事情がありましてむすかしといふことはよく了解いたしておるのでございますけれども、むすかしいううちに何とか物価を安定してもらわないと、国際収支までなかなかむすかしく

なつてくるのではないか、まあかように考へておるわけでございます。物価の先行きにつきまして非常に注目いたしておるわけでございます。

そのためには、やはり金融面から見ますと、いまの情勢ではあまり刺激的な政策はとらないほうがいいのではないかと、かように考へて各企業に言ひますと、いまのような日本の産業、企業は、非常に御承知のように借金がはかに多いのでありますので、金利を下げてもらいたたいという要望が当然強く出てくるのはよくわかるのでございすが、それが刺激して、いまの情勢では前のように一斉に走り出すというふうなことはまずないにいたしまして、しかし樂觀を許さないのではないかと。したがつて、さつき申し上げましたとおり、各企業の調整的気分というものはまだ去年の十一月あたりからようやく起つてきた問題でございますので、もう少ししばらくそれが実効面にどう出てくるか、まだ話し合ひの段階が多いように見受けられますので、それが実効面にどう出てくるか。また、四月以降の国際収支の動向がどういふふうに出てくるかといふようなことを慎重に考へながら、ただいまのお話の公定歩合の今後の進め方も慎重にきめてまいりたい。ただ目先国際収支がよくなつたからと、それだけで、今度の引き締めが国際収支改善のためであるという理由だけで、これをよくしたからといつてすぐにゆるめるといふことは問題ではないか、かように考へております。

ただ、最近の各企業、ことに中小企業の状態を見ますと、いろいろの、一々聞いてみますと、人手が足りないとか、あるいは賃金が上がつて過ぎているとかいふような理由も多々いわれておりますし、私どももそういう面の中小企業の困難さもよくわかりますが、一方において、経営をかなり健全にやつておつたにもかかわらず、ほかの理由であふりを食つて困つておるといふ人も多数あるように聞いておりますので、それらの面は何とか金融の面からも手を差し伸べる必要があるのではないかと、かように考へて、まあゆるめるにしても

部分的のゆるめ方をしていくというようにいま考へておるような次第でございます。

○木村清八郎君　ただいま総裁のお話で、物価の問題、これはまあひいては通貨価値の安定の問題につながるわけですが、非常に重要視されてゐる。もちろん、国内の問題だけではなく、それはかなり長期的に見て、国際収支の面からも、十分考へなきゃならぬ。そこで、これから日銀法の改正もあり、今後の日銀法の改正は、もう主として戦時体制的な、日銀法を改正して、通貨価値の安定維持を主たる目的とする。また、国の経済に、国民経済の発展というものを主眼に置いた日銀法の改正、新聞等で発表されてゐるところによりますと、そういう内容のようであります。

そこで、私はお伺ひしたいのですが、四十年年度の予算と物価との関係なんです。また金融との関係もございすが、これは四十年年度の予算は、一般会計では一応均衡とつてゐるようですが、財政投融資に非常にしわ寄せがして、特にその中で借り入れ金あるいは公債をふやしたと。それだけならまだいいです。ところが、国庫債務負担行為といふのを非常にふやしてゐる。また、そのほかに鉄道なんかは、特別利用債といふものを、六百八十八億ですね、認める。こういうことになりまして、聞くと、私はいまの面から、今後日銀法を改正して、聞くところによりますと、大体最高発行限度、あれを撤廃するなんていうこと案が出ておりますが、いまの日本の現状ですと、政府保証債をどんどん出す、そうしてまた鉄道特別利用債とか、国庫債務負担行為を非常にふやす、それなれば、そういう側面からインフレ的になるのじゃないか。

そこで、具体的にひとつ伺ひたいのは、この特別利用債については、日銀の買ひオペの対象にせよとか、あるいはすべきじゃないとか、議論、いろいろ問題になつてゐるのです。こういうふうには日銀に買ひオペの対象をふやしてまいりますと、私はそういう面からインフレが促進され、通貨価値の安定に非常に障害を来たすんじゃないかと。

だから、財政の面とやはり十分見合はしてやらなきゃいけないのですが、特に四十年年度予算は、表面から見ると、一般会計は均衡とれてゐるようですが、財政投融資、その他鉄道利用債とか、国庫債務負担行為、考へますと、決して私は健全、均衡といえないと思つて。そういう点、日本銀行当局としてどういふふうにお考へか、この鉄道利用債を買ひオペの対象にされるのかどうか、その点伺ひたい。

○参考人(宇佐美海君)　一般予算は均衡を保つておつて、そして一方においていろいろの、まあ何といひますか、俗なことばでいうと、しわが民間のほうに寄つてくるというふうなことは、事情やむを得ない場合も多いと思ひますけれども、これは慎重に考へていただかなければならぬと思つておるのでございます。

それで、ただいま国鉄の特別利用債についてお話をございしましたけれども、私ども日本銀行の本来的考へ方といたしましては、一番大事な通貨価値の安定、これはすなわち物価の安定ともいえますし、インフレ防止ともいえると思つておるものであります。その点から常に考へていかなければならぬと思つてございします。私はよく冗談に言うのでございますが、普通の銀行はもう金がないから貸せないといふことを言えるのですが、日本銀行はなかなかそうまいらない点もございします。どうしても常に日本銀行の立場は、筋が通る仕事をやつていくということが非常に大事であらうと思つておるのです。

そのつどつど、いろいろのことで資金が出ていく。まあたとへばいまの利用債の場合も、私も率直に申しまして、石田総裁にお目にかかりまして国鉄の事情を承ると、生命に關する、こういうお話でございします。で、ほんとうに国民の一人としてもまことに困つたことと思ひ、石田総裁に何とか金をあなただけのほうとしては要りますねといふことは申し上げたのでございますが、ただ今度の場合は、あれは緣故債でございますが、私どもが適格担保にするという場合には、やはりこれは国民の

皆さんの銀行であるという立場からいいまして、やはり担保として適正であるかどうかということでは考えなければならぬと思うのでございます。御承知と思いますけれども、ああいふ場合には、従来一つ一つ日本銀行の政策委員会慎重に考えまして、それがまず目安としましては公式の公募である。公募であるということは市場性があるというところでございます。やはり国民の皆さんの納得する担保にならなければいかぬ、こういう立場におるわけでございます。したがって、その用途がいかに国民のため、国のために必要であるといったにしても、日本銀行の立場としましては、やはり担保として適正なものである、一日にいいますと市場性のある、国民の認めるものであるかどうかというところに判断の中心を置かなければならぬと考えておるわけでございます。したがって、まして、従来の方法は、われわれの考えからいいますと、今度の私募、私に募集なさる利用債は適當でないと考えまして、お断わりしたような次第でございまして。

ただ問題は、国鉄側がどうしてもあれだけの資金が要するという御要望、これもまた、私といたしましてはほんとうにできることなら何とかしてあげたいが、いまの日本銀行の考え方としてはできまじいので、それはひとつ大蔵省へ御相談くださればいいと申し上げるよりしかたがないところで、いさゝか承りますと、大蔵省と国鉄で御相談になっておるといふふうに承つておるのでございます。

要するに、ただいま申し上げましたとおり、われわれは常に通貨の安定という立場から、国民の納得する担保でなければこれを適格担保として取り扱わないという方針は堅持していかなければならないと思つておるわけでございます。公募でないものは極力これは避けたほうがいいんではないかと私は考えておる次第でございます。

○木村福八郎君 聞くところによると、いろいろな政治的圧力によつて適格担保にせいという動きがあるやに聞いておりますが、私は何も国鉄の資金調達は困難ならしめるために言っているわけじゃ

ないのですが、しかし、全体の通貨価値の維持、特に財政と金融との一体的な調整のもとで通貨価値の維持をはからなければならぬというときに、財政面からどんなふうえたら、これは何にもならないことだと思われかけます。

そこで、ただいまの總裁の御意見大体わかりましたが、これまでの、これは私は前の山際日銀總裁を決して批判するわけじゃないのですけれども、そのお立場もよくわかるのですけれども、大体において財政が景気をリードしていく形をとって、そうして財政面では、昭和三十年ごろから始めて、設備投資を中心とする高度成長のもとで、毎年自然増収自然増収が出てきたものですから、非常に膨張してしまつて、そうして財政面ですつと景気を刺激しリードしていく、金融面はそのしりぬぐいをする、こういう形であつたと思うのです。ですから、IMFでは、日本はもつと財政に景気調整の機能を持たせ、弾力的な財政を利用すべきだという意見もあるくらいです。どうもこれまでこんなに供給過剰にしてしまつた責任

は、日本銀行にあつたと思うのです。どうしてこれが調整できなかったか。もちろん、自由経済でありますから、シェアの拡大競争をやつて押えられない面もあつたかもしれませんが、いかに金融にしろ寄せされたといへ、あまりにも一兆何千億も恒常的に貸し出し残高が残つてゐるというのは、非常に変則的だと思うのです。ですから、もうすでに起こつてしまつたことはこ

それは取り返しがつかないわけですから、今後の姿勢としましては、やはり金融当局は財政についてかなりしっかりと意見を持ち、大蔵省の、政府の言いなりになると——どうもこれまでのように、実際にはかなり山際総裁も日銀のいわゆる中立性といいますが、健全性を保つために努力されたと思うのですけれども、実績はそうじゃない、実際顧みますと。ですから、新しく総裁になられました、宇佐美総裁は、これまでの経過から顧みまして、こういう点、財政と金融の一体的運用という面から、財政についてもやはりか

なり強力な発言をされ、そうして過去のようにな
やまちを繰り返さないようにしてもらうことが必
要じゃないか。ことに財政面での弾力的な運用で
すね、これはわれわれ分析しますと、非常に下方
硬直性となっていますから、にっちもさっちもい
かないようになっていっているのです。そういう面につ
いても十分御意見を待ち、金融政策の面からやは
り発言もされ、調整されていく必要があるのじゃ
ないかと私は思います。その点について御意見
を承りたい。

○参考人(宇佐美淘君) たいだいまありがたい御注意をいただいて、謹聴した次第でございますが、日本におきましては、各国よりも一そう精神面におきまして財政の国民に与える影響は大きいと思うのです。実質、財政が数字の面よりもやはり、何といえますか、財政が刺激的であるように思うのであります。したがって、財政につきましては、ぜひりっぱな算なりなんなり組んでいただかなかくちやならないと思うのであります。しかし、同時に、こういうことも、実はこの席で申し上げるのには不適当かもしれませんけれども、ちよつと私の考えを申し上げることをお許し願いたいと思うのであります。

確かに景気が行き過ぎましたが、いままでは景気をほんたに行き過ぎさせたものは財政であるか、あるいは民間投資であるかといえますと、精神面においては財政が非常に影響したと思うのですが、実際は民間投資、特に設備投資あるいは在庫投資が大きく行き過ぎを刺激したのじゃないかと思うのであります。

その前提には、金融政策が日本におきましてはわりあいにかいていっているといふことでございます。金融政策をうまくやるというか、じょうずにやるといいますが、それが日本においてはまだ金融政策の重要性というものが私は相当強いと思うのであります。たとえば、今後情勢が変わりまして、景気を引っぱつていくものが消費であるとかあるといふのは財政であるとかいうほうの力が強くなつてまいりますと、金融政策というものはだんだん力が

弱くなつてくるのじゃないか。かように考えてお
ります。したが、いまして、いまのところやはり民間
投資というものが非常に重大な引つぱる力になつ
ておるのではないかと思ふのでございます。た
だ、先ほども申し上げましたとおり、精神的には
政府の力というものが、何といひますか、それが
非常に影響しますので、精神面を無視することが
できませんけれども、やはり実体的には私ども
が、民間におきまして結局いままですべていたこ
とが間違ひであるということをお告ぐするようにな
るものなるわけなんです、やはり民間投資とい
うものがもとであつた。同時に、金融政策のうま
さへたさというものが非常に影響があると、こう
いふふうに考えておるのでございます。

で、民固の意欲というものにつきましては、いま、先ほど来非常に鎮靜しておるようにも申し上げましたけれども、一方においては国際競争力を付けていかなければならぬという点、また国民自体が非常に意欲的であるという点、これはもう非常に一方からいうと強みでございますが、こういう面の企業に対する潜在的意欲というものは、私は引き続き強いものと思いますので、金融政策の重大なことを非常に痛感いたしておるのでございます。

しかし、いまのように民間投資でずつといくのかどうかということも長期的には考えておかなければいけないと思います。日本の消費が非常に最近大きくなっておることも無視できませんし、これに心配されるのは、先ほどもちょっと木村先生もおっしゃいましたけれども、日本の財政が非常に硬直的であるということ、もしも財政が非常に民間に与える力が実質的にもふえてくるといたしますと、財政が非常に大きくなってきますので、そういう心配があるわけですが、いまのような硬直的であつては、いざというとき非常に困るのではないかとというふうに考える次第でございます。つまり、増税にいたしましたしても、減税にいたしましたしても、容易にできない。財政面のコントロールが存外きかないというような状態では、

もしも財政の力がだんだん強くなってきたときには、たいへんなことになるのではないかと、こういふふうに考えます。これは長期的に考えますと、財政がもっと弾力的になるということ、私は長期的に見て、ますますこれはどうにもなりませんが、そういう感じを持つておるような次第でございます。先生方がひとつその辺はぜひお考えを願いたいと思つております。

○木村八郎君 だいたい総裁のお話ですと、これまで景気を刺激し過ぎたという点については日銀の金融政策にも責任があるような反省のことばがありました。確かに私はそういう面もあつて、前に山際日銀総裁にもだいたい質問したことがあるのですが、要するに、結局財政金融を通じての資金計画がないのです。高度経済成長政策であつて、長期的な資金計画がない。産業的な資金計画がない。ただ中期計画をつくりまして、それにもないのです。それがなくしてどうして——財政金融を通じて総合的に通貨価値を安定するとかいうことは私はもうでき得ないと思つて、そこには一番欠陥があると思つて、ですから、今後やはり財政金融を通じての長期的な資金計画の裏づけなくして高度成長政策とかあるいは中期計画をいつたて無意味ではないかと、こう思つて、これは私の意見で、おそろく総裁も御同感じゃないかと思つて、すけれども、いかがですか、簡単に御答弁を伺いたいと思つております。

○参考人(宇佐美海君) 私は、御承知のように金融ばかりやつてきたせいもあると思つて、所得倍増計画にいたしました。今度の中期計画にいたしました。やはり金融面の考え方が確かににたまたま御指摘のとおり足りないということを感じるのでございます。ただ、金融を裏づけとしてあの計画に入れるということは、また非常に困難であることも私はしみじみ考へるわけでございます。結局いまのような自田経済をたてまゐりたしてあります場合に、あの所得倍増計画にいたしました。今度の中期計画にいたしました。

み方が非常に大事だと思つて、あれはただ金融という一つの非常に大事なものを別に立てた計画だということ——いまでもあつた計画を、読み方があたかも金融がついていふというふうに読むところに間違いがあるので、あれは、金融という片一方に大事なものがあつたのが、これをつけてしまつて非常にむづかしい計画になつて、とても私も、おまへつてくれと言つても私は金融をつけれないと思つて、だから、そういうものはないという見方であつて、あたかもその計画は非常にうまく、また有意義だと思つて、それが、そういうふうには、はなはだ率直にものを言つて済みませんけれども、そういうふうな感じをしております。

○木村八郎君 なかなか妙味のあるお話であります。時間もなくならしたので、あと二、三の要点について御質問いたします。先ほど日銀法の改正について、かつ触れて質問したんですが、これは今後、今国会に改正法案が出ますから、そのときに十分な審議をいたし、その際にもまた総裁の御意見を十分に伺ふ機会があるかもしれないが、さしあたり、債券制度につきまして、どうも私は最高限を撤廃してしまふことについては非常に疑問があるわけですね。

債券制度の小委員会があつたわけですね。あの小委員会では結局保証準備屈伸制度ですか、これを採用すべきだという大體結論になつたように聞いているわけですね。それが採用されないで、最高限度を取つてしまふ。もちろん、私はそういう昔の金とか為替準備にしたりしたような金本位制といふものをやめていかなければ、管の通貨制度でございまして、昔の金本位に返るといふことは実際としては当たらぬと思つて、さつきお話ししましたいろいろな面、ある程度の制限措置がないとインフレ的になつていかざるを得ないのですから、その点は私は非常に重要じゃないかと思つて、その保証準備の屈伸制度がいいかどうか、またいろいろ案もあると思つて、すけれども、とにかく手放しであれを撤廃してしまふということについては非常に問題があるわけですね。

○参考人(宇佐美海君) 実は日本銀行法の改正につきましては、まだ最終案がきまつておらないわけでございます。いま事務的にいろいろ研究をいたしまして、いづれそれができ上がりましたら、国会のほうに大蔵省から提案されるという順序になつておると思つて、私もまだその最終案がきまつたというふうには承つておらないわけでございます。したがつて、その問題もここで私がはつきりこうだということを申し上げにくいのでございますが、ただ、そういう前提でお聞き取りを願ひたいと思つて、確かに木村先生のおっしゃる通りに、発行限度を全部はずすという問題は問題でございますけれども、しかし、現に保証債務といふものを、片一方において一応のワケとして、それら、もう一つ、これは経験的に申し上げますと、實際面では、限度をきめてしまふと、一々発行限度といふものが何でできるかといふことになりまして、いろいろのはかの条件、昔のようになり、金本位時代のように、金というふうなものできめれば、これははつきりするわけでございますが、現に発行限度をきめても、金というふうなものできめれば、これははつきりするわけでございます。

それら、もう一つ、これは経験的に申し上げますと、實際面では、限度をきめてしまふと、一々発行限度といふものが何でできるかといふことになりまして、いろいろのはかの条件、昔のようになり、金本位時代のように、金というふうなものできめれば、これははつきりするわけでございますが、現に発行限度をきめても、金というふうなものできめれば、これははつきりするわけでございます。

高を、ただそういうふうな、俗なことばでいうと、ツケが回つてくると直すといふような状態、私も、何といひますか、かりにこれくらゐのさいふでいくんだと言つて、ツケが回つてくるとしかたがないからさいふのほうを直すといふようなことで、その限度自体よりも、そういういろいろなツケの回つてくるほうを何とかして、せつと限度をつくつて、無意味ではないかといふことは考え、お

わけでございます。まあそれでもいいから、しよつちやう直してもいいからといふことも、あるいは言えるかもしれないけれども、しかし、実際は私もが学校で習つたときのように、なかなか——いまはまゐつてきつておられますので、その発行限度といふものの価値といふことが、それがほとんどなくなつてきておる。なくなつたものならば、やめたほうがいいんではないか、こういふ考えで私はおると思つて、お

○木村八郎君 最後に、もう一つ伺つておきたいのですが、それはいわゆる金融正常化の問題に關連するわけですね。それに關連しまして、大體総裁は金融正常化として今後どういふことをやるべきであるとお考えか。そのうち特に最近の公定歩合の一厘引き下げと同時に、選別融資を強化するといふ方針が出されて、それがやがては金利の自由化の問題に發展していきと見られるわけですが、この金利の自由化の問題は、やりやうに思つて、これはたいへんな問題になつてくると思つて、これは中小企業などは機械的にやれば、これは非常に高い金利を払わなければならない。選別的な融資、それからやがては金利自由化の問題も非常に重要だと思つて、この点についてどういふふうにと、今後いまの選別融資といふものをどういふふうにと具体的に考えられ、これをどういふふうにと金利の自由化まで持つていくか、それは非常に大きな関心を持たれておると思つて、その点。

それら、もう一つ、金融正常化の一つとして、最近大蔵大臣が盛んに金融機関の合併問題で、非常に放送しているわけですね。そういう金融機関の整備、この点についてお伺ひいたします。私の持ち時間、もうだいたなくなりましたので、この点について御見解を承りたいと思つて、○参考人(宇佐美海君) 実は選別融資といふようなことをこのごろ申しまして、ちよつと何か非常

に、私が前におつた銀行がとかく大会社ばかり相手にしているの、あれが今度来たのでそんなような考えがあるというふうに思われて、実は選別融資というのはことごとくしてはなはだそういう誤解が起つてはまずいと思つて、何かいいことがないかと思つて考えているのでございしますが、私が考えておりますのは、決してそんなことではないのであります。要するに、金融を引き締めますと、日本におきましてはとなく一斉に走り出しまして、ゆるんだときに必要な方面に金が十分に流れず、まあ不必要の方面に流れやすい。これを何とかとめないと、直さないといけないのであります。これは一番いいことは企業、金を借りられる側が考えていただく一番いいのでありますけれども、しかし、なかなかそうもいかないもので、銀行にもそういう考えでいてもらいたい、決して形、規模の大小なんかでなくて、もつと本質的問題を考へてもらいたい。

たとえば、国際競争力と一口に言いますけれども、そのうちには実際国際競争ができるものと、できないものに国際競争力をつけるために金を貸せという方もあるわけでありまして。またそのほか、国民生活に必要だとおっしゃつても、あるいはものによつては輸入したほうがいいというものもあるのではないかと。また、中小企業はほうりでも、ただ金を貸せとおっしゃつて、それに無条件に貸すということではなく、その中小企業はほんとうに成り立つていくのかどうか、またほかに方針を変えるなりあるいは考え方を變えないと今後むずかしいのではないかと、そういうような個別別にいろいろ考へて、機械的にやらすにしてもいいというのが私の選別融資のつもりでございます。

したがいまして、大企業に非常に出して、中小企業に出さぬなんというそんな考えではございませんので、実はこの間まで私も東京商工会議所の金融部会長をしておりましたが、中小企業の方のいろいろのお話を常に乗つておまして、去年の暮れも、さしたあたり大事なことは、大企業が

未払いのものを中小企業に払わないのが一番いけないのではないかと、いろいろなことを申しまして、商工会議所から政府に要望したような次第でございまして。また、この間、関西に行つてまいりましたが、中小企業についていろいろ御質問があつたわけでもございしますが、私は、やはり人口の点からいいますと、また仕事の幅が非常に広い上からいいますと、中小企業の問題は、日本銀行としてはやはりこれをひとつ大いに取り上げていかなくちやならぬ問題じゃないかと、かように考へておる次第でございまして。

したが、決して先生方の御心配になるようなそういう意味の選別融資ではなくて、ほんとうに必要なほうに流していく。この必要などというよりもそのときときによつて非常に違ふのでございまして、こんなことは申し上げる必要もないのですが、オリンピック前は非常にホテルが必要だといふことでございまして、ホテルに開銀融資なんかが出てやつたのでございまして。あれは当時かなり必要な産業というふうに見られておりました。私は、今日においては、あれはもうこれ以上出す必要はない——これ以上出す必要はないと言つては言い過ぎかも知れませんが、しかし、オリンピックの前のような考へでなくていいんじゃないかと。時によつて、相手によつて常に流動的に考へていかなければならぬと、かういふふうに考へておるのでございまして。

したが、先ほど最初に申しましたとおり、各界のいろいろの御意見を常に承つていくのが私の仕事ではないかと思つておるわけでもございまして。日本銀行はただ窓口で統計だけをなめていたのではないけないうるのじゃないか、もつと生きた経済というのを見たいじゃないか、ということじゃないか、かように考へて、これから勉強したいと思つておる次第でございまして。決してこれが、選別融資というよりなことははなはだ適当じゃございませんが、いまの日本において、ほんとに大企業はほうりだけを育成するなんていうことは、私はとつていできることじゃないと思ひ

ます。同時に、大企業と中小企業との関連の問題を私はもつと考へていかなければいけないと思つておる次第であります。

それから、もう一つ、金利の自由化ですが、金利の自由化——私は、自由化といふと、またこれもかつてにやれといふようにとられて非常にことごとくしてはまずいんじゃないかと思つたのですが、とにかくいまのうちに何もかも一本の金利にしておきますと、企業の側もなかなか、自分の企業を考へる場合に、たとへばもつと金利を自分のところには負担できるのだといふならば、そういう企業は金利が高くてやつて、できるだけ必要な金利を安くするといふ点が必要ではないかと思つたのであります。それからまた、いま御承知のように長期、短期の金利が非常に乱れておる。そういう問題も、ただこちらがあるいは政府が、一本でこの金利はこうしろといふことでなくて、だんだんおさまるところにおさまるような金利の行き方がいいんじゃないか。一つの事業に對しても、すべての金利を公定値段的な、管理相場的なことにしないで、幅を持たせて、銀行も選択ができるし企業家のほうも選択ができるというふうにしたほうがいいんじゃないかと思つておりました。

ただ、私は根本的に見まして、これは長期的の考へでございまして、日本のようにことに借り入れ金の多い国におきまして、つまり自己資本、ほんとうの意味の蓄積した資金の少ない国におきましては、どうしても競争するために低金利でなければならぬと。低金利というよりも、比較的安い金利にするようにつとめなければいけないのじゃないかと考へておりました。ただ、中間的いろいろそのときの金融情勢によつて、先ほど申し上げましたとおり、金融政策というものがぜひ必要でございまして、いろいろのことをやつてあげたりする場合も当然ございすけれども、基本的にはやはり低金利で、なるべく金利の負担を少なくする。金利を高くしたほうが、自己資本の充実につとめると、借金することは不利だといふ考へに持ち込んだほうがいいんじゃないかといふ考

えもございすけれども、私はやはり、早急に直る問題でもございせんし、長期的に考へて、やはり金利が安いほうがいいと考へておりました。しかし、安いうちにもいろいろの長期の金利と短期の金利の差は当然あつていいんじゃないか。そういう意味において、基本的にはそういう考へをしながら、しかし、あまり窮屈で、社債といふものはこういう値段で売らなさいといふことでなくて、ある程度の幅を持たせるといふことがかえつて経済のほんとうの運営上うまくいくのではないかと、かように考へておる次第であります。

それから、合併の問題でございしますが、私はやはり企業が大きくなつていく場合に、日本の中にも大きな銀行があつていいんじゃないかと考へておりました。世界的に見まして、日本の銀行は必ずしも大きいというわけでもございせん。ただ、これはあくまでも、第一には国家的見地、あるいは地方銀行の場合にはその地方の見地から、その合併統合が日本経済のため、あるいはその地方の経済のために役立つ、大きいということがまず必要だと思ひます。ただ大きくするといふことは決していいことではありせん。これはもう第一は、その合併が、あるいは合併することによつて両方の欠点を補うようになつて、そして日本経済に寄与するところが大きくなるということ、それからもう一つは、その取引先なり、あるいは預金者なりがいい合併と感ずるような合併でなければいけないと思ひます。また、従業員自体もその合併を歓迎するといふ合併でなければならぬと思ひます。これは決して許されることではないのであります。もしもそんな考へでやるといふしましたら、これは非常な間違であらうと考へておるわけでもございす。あくまでも、ただいま申しましたとおり、その合併が日本の経済のために、あるいはその地方の経済のために、ほんとうに役立つ合併ならば私は賛成でございす。なかなかそれはむずかしいことじゃないかと思ひますが、しかし、もしもそういうことができ

ばたいへんけつこうじやないかと思っております。

ちよつと委員長にお願いしてよろしうござい
ますか。先ほど発行限度のところ、私は保証債
務というものを申しましたが、これは保証
物件というのはいいようでございます。ちよつと
御訂正を願つておきます。

○委員長(西田信一君) 承知いたしました。

○津島壽一君 時間もありませんから、私は簡単
に質問を一つだけ申しまして、状況報告を願いた
いと思ひます。

その一つは、国際決済銀行、これは總裁よく御
存じだと思ひますが、日本が自由化その他の関係
で、国際金融機構の中で、今後日本の対外経済の
みならず対内経済についても非常な関係を持たし
ていこうと、こういう方針はすでに何つておるわ
けですが、国際決済銀行は、あれは日本がチャー
タード・メンバーというか、設立委員というよ
うな役割り昭和五年につくつたわけございま
す。その後、戦争になって、日本はそれに参加し
ないのみならず、戦後はそれから脱退してしまつ
ておる。こういう状態でございますね。そこで、
私は、日銀が中心であるのですから、これは役員
も入れておつてきたのですから、これは早く復
歸するのがほんとうじやないか。これは非常に重
大な意義を持つておるという事は、これはおわ
かりになっておると思ひますので申しませんが、
山際日銀總裁が非常に熱心で、昨年オプザー
バーなんかの資格で役員会に出席したという事
情もあるのです。これは、銀行がた金を出し
て、銀行だけで株を持った。本来ならば日銀が株
を持つて、法制上できないので、民間側でもい
いという事でなつたのが、その当時の事情でござ
います。そこで、それに復歸する問題がどの程
度具体化して今日おるかという事についての情
報を、こういう機会ですから、總裁から承つてお
きたと、こう思ふのです。国際決済銀行復歸の
問題の現状はどうであるかと、こういうことをお
聞きしたいわけでございます。

○参考人(宇佐美洵君) いわゆるBIS、国際決
済銀行につきましても、たいへんお話しがございま
した、これは戦前、日本も非常に努力いたしまし
て設立したものでございまして。ただいまお話し
のとおり承つておるわけでございます。戦後、
山際總裁が非常に努力されて、ただ、私は詳
しく存じませんが、多分、株主にはまだなつてい
ないのではないかと、思つておるような次第でござ
います。日本とアメリカとカナダはオプザーバー
になっておられます。

この問題につきましても、おつしやるとおり、国
際関係が非常に密接になつてまいりましたので、
そういう正式メンバーに加わるように努力いたし
たいと思ふ次第でございます。また、日本がこう
いう国際問題に非常に関係が深くなつてきておる
ことは御承知のとおりでありまして、こどももさ
らに日本の地位を高めるように、引き続き努力い
たしてまいりたいと思つておられます。

ただ、いまのところ、その程度に私は聞いてお
りますが、また詳しく聞いて報告させていただきます
たいと思ひます。

○津島壽一君 それでは、私は希望を申し上げます
が、總裁御就任早々ですけれども、どうせこの春
あたりはこの役員会とか總會ございまして、よりか
ら、總裁御自身で御出馬になつて——これは人的
な接触を非常に尊重するところですから、だから、代
理とかなんとかいふのじや、これは効果はあまり
ないですね。そういう意味において、總裁ぜひ、
日銀法の改正後でもいよいよ、それを希望
いたす次第でございます。

そこで、ついでに、また他の機会に具体的に質
問したいのですが、私のこれは卑見ですが、日銀
の通貨膨張、発行高の増加、日銀券のこれを毎週
報告をいただいで読んでもみれば、これはなるほど
たいへん膨張になつておる。この状態では、
これは物価抑制といつても不可能じやなからうか
と。不可能といふことは言い過ぎでございますが
が、そこで、この点をひとつ十分納得いくよう
に、資料を他の機会に私はいただきたいと思ふの

です。個人的にもう機会がありますが、これは
大きな問題ですから。

大体、物価が上がるから日銀の通貨が膨張する
のか、日銀の通貨が膨張しておるから物価が上
がつてくるのか、これは非常に幼稚な質問ですけ
れども、これはほんとうに仕事をしている人に
とつては、非常にその点を見て、たとえば株の
何というか、維持に金が出るのが膨張の原因だつ
たら、私は、これは物価が上がつたから当然に取
引高の増加において必要な通貨が要るのだとい
うような、そういうことではないように思ふので
す。それから、物価が上がれば、これはもう自然
に流通通貨というものは必要なんです、日常取引
に。ですから、あとフォローしていくような形な
んです。日銀の発行高はそうでなくて、日銀の
発行高が増加したら、これは押えておつても、こ
れは昔から通貨数量論なんというオートドックス
な考えがありますが、その観点からものを見てい
くといふことは、私は何年かの経験でそれをに
らむのが一番早いのです。ですから、物価の問題
は、もの自体直接に需給の関係を調節するという
部面もありますけれども、日銀の通貨というものは
非常にこれは微妙に反映してくるものですか
ら、そういう観点から、これは日銀で資料をつ
くつて、発行増加の原因はこうだといふ何か四、
五目書いておつたんです、最近の情勢を見まし
て、どうも日銀の通貨は、どうしても通貨増加と
いうものはどうしてもいふておるのです。年末何
兆円だとか、こういうような調子でね。これは年
末の需要に應じるという、これは流通市場に必要
なものであるかと思ひますけれども、その還収が
全部歸らなかつたまつてくる。毎年たまるから、
通貨膨張になる。これだけ通貨が出る、なかな
か私は物価を下げるという事は……大勢の議
論、大局の議論であるが、個々のものに對して、
あるいは地価を下げるとかなんとかいふても、こ
れは大勢上動かすことができないのです。そう
いう個々の物資、サービスに対して……その点
で次の機会また何かあるだろうと思ひます。これ

は通貨の安定という非常に重大な職能を持つてお
られる日銀としては、その点非常に常識的な議論
ですけれども、そこに意義がある。そういう意味
においてのひとつ御見解なりそういう資料なり
を、次、もし總裁がここへ参考人としてでもお見
えになるときは御留意願つて、これは日銀法の
提案が出た時分には、私は十分にいろいろ御質問
もし、卑見も述べたい。

どうもそういう大勢論をやつぱり頭の中に置く
といふことは必要なんです、御承知のように、第
一次世界大戦中に英蘭銀行總裁のカンリウさんが
委員長で、カンリウ委員会という委員会ができ
た。戦後の通貨問題をどうするか、物価をどうす
るかという問題についての研究を、權威者を集め
てやつた。そのカンリウ委員会の報告の実行に
あたり目安をつくつておるのです。これは法律
には書いてないが、前年度の同期に比して発行額
は増しておるか増してないか、カンリウさん
は増さないといふ方針を出しておる。これだとわ
れわれは常識ですぐわかる。昨年の二月十日には
何ポンドだったのが、今年は増してない。そう
いうふうにやつたのです。そこで物価はもちろ
んそれに即応して、安定性と言つち悪いのです
が、そういうものを保つていったという時代があ
るのです。

そういうような意味から、先ほどの発行限度を
きめたほうがいいか、きめないほうがいいか。こ
れは限度を法律で定める必要はなく、これは日銀
として実行問題として考えるべきことでもいひ
のたろうと思ひます。この部面からの物価対策なり
金融対策というものをどういふふうにするべきかと
いふことも、一つの考え方じやないかといふこと
を常に私は思つておる。そういう意味において、
ひとつこの次にそういう観点から見た調査なり計
数なり、事実をひとつお教えを願ひたい、こうい
う次第であります。これはいまこゝでお答えをい
ただく趣旨じやないのです。時間もありませんか
ら、ただ一応のそういうことを卑見の一端を述べ
て、それに即応した調査でもございまして、後

日お教を願いたい、こういう次第でありますから、お答えは期待しておりません。

○委員長(西田信一君) それでは、津島委員からの御要望の資料はしるべき機会にひとつお願いできましようか。

○参考人(宇佐美海君) かしこまりました。

○天田勝正君 宇佐美君、これは委員会の内輪話ですが、昨日の打ち合わせで実は私は二十分という時間をいただいているわけですが、いま九分しかなくなつてしまつた。あなたが帰られる時間を私のほうも守りたいと思う。そうしますと九分です。私の質問が当然不足になつて本意でないことになりまふし、あなたのほうにおかれても本意でないかもしれないけれども、イエスかノー式に答えていただきますと、とても、質問が一問くらいで終わつてしまふ、こういうことになりまふので、その点お願いしておきたいと思ひます。

まず第一に、先ほどの説明の中で、九日の公定歩合一厘引き下げ、これはわずかのことで云々、こういうお話でありました。確かにそうだと思ひました。しかし、これが契機として銀行融資のルールを確立する、設備投資の行き過ぎを防止する、産業体制の秩序づけをはかる、こういうふうな世間では伝えられて、その意味から重視しておるわけなんです。この融資ルールの確立と、さらに先ほどお話のありました通貨価値の維持、こういうことが日銀として重大なる使命だと思ひます。それで、通貨価値の維持のほうは、どうも先ほどの木村委員の最後の質問に対する答弁を聞くと、何かワクをはずしてしまつたほうがいふような話に聞こえて、どうも私としては心配なんです。ですから、それを論じている間はありますから、次の機会にしまして、要するところはこの問題。

私十年前にヨーロッパを回つたときに、十年前EECも何も問題にならないときでありまして、実はポンドなんかよりもマルクのほうが価値が高かつた。これは町を歩いて簡単にわかる。町

の店で、なるほどヨーロッパ人というのはおもしろい表現を使うものだと思つて感心したのは、ドルはいただきますと書いてある。日本流にポンドはだめでございますと書かない。うまいことを言うなと思つた。ドイツを回つてからフランス、イタリアを回つたのですから、今度私、別の人に頼みました。ところが、別の人がドイツの中央銀行の總裁に会つての結果は、通貨価値の維持ということは二つや三つの何がふれることよりもっと大切なことだ、私はそのつもりでやつております、こういうことでありまして、ひとつその勢いでやつていただきたい。これは希望であります。

それで、最初指摘しましたように、融資ルールを確立するとか、あるいは産業体制の秩序づけをはかるというところは非常に意義があるものであります。ただし、その投資の計画というものがもう変わらなければならぬ。ところが、いままでの日銀法におきまして、さらに今回改正されるであろう日銀法の要綱でありまして、どうも注意が足らぬのだが、それはどうしてもしろくろの意見というものがかなり重要な役割を果たす場合があるものであります。そういうものに、たとえば計画会議とか何とか、名前は別といたしまして、あるいは総裁の諮問会というものでいいのですが、そういう際に、労働代表、消費者代表を学識経験者とともに入れる必要があるのではないか、私はそう思つております。この点はいかがですか。

それから、先ほど選別融資ということばはきらいだというお話でありましたが、私もあまり好きじゃないが、現実はそのとおりであるという事実が日銀の統計からも出てくるのであります。それは全部ここに開けておりますが、全部は言いません。昨年の十月、町で非常に金繰りが苦しくてどうにもしようがないということがありました。が、月別にずっと中小企業向けの融資を見てみま

すと、三十九年のことではありますが、三十八年、前年同期から見ると全部比率が下がつておる。特に

十月におきましては一九・三でありましたか、そういうことから、前年同期の半分以下でありまして、ちやうど金融引き締めというものが大企業にはちつとも影響がなくて、選別融資の結果、中小企業だけに来る、これは数字の面からはつきりいたすのであります。そういうことでありますから、その他中小企業向けのパーセントが全体としてどうなつたかという数字も持つておりますが、時間がありまへんからやめます。こういうことで、実際問題は中小企業のほうにだけしわが寄るというところでありまして、新しい日銀の発行、あなたが民間からなられて期待されたところがどうも消えていくのじゃないか。まずこの点、その姿勢がいかがでありますか、何つておきますか。

○参考人(宇佐美海君) ただいまお話しした点は、私も全く、先ほど申し上げたのであります。大企業偏重ということになつては非常に日本の経済がゆがめられる、かえつてまた新しいひずみができるというところになつては、まことに申しわけない次第であります。したがって、私ども御指摘の点はわれわれも十分気をつけて、私どもは中小企業に直接融資するとか何とかという立場ではございませぬけれども、しかし、各銀行に對しまして、その御趣旨の点は十分にお考え願ひなさいと、結局日本経済が曲がつた形になつてしまふようなことになるわけでありまして、従来もやつておつたと思ひますが、私としては、先般も初めて一月の末に全国の支店長会議をやつたときに、中小企業の問題については特に関心を払つてくれというのを注意いたした次第であります。もうしばらくとつごらんを願ひたいと思ひ次第であります。お約束をいたしまして、十分注意いたします。

○委員長(西田信一君) 委員長から總裁にちやうどお願い申し上げますが、私の議事進行の不手際で、天田委員の質問時間が非常に短くなりまして、お話しがいただけたらならば、もう十分ほどひとつお延ばし願ひたいと思ひます。

○参考人(宇佐美海君) けつこうでございます。

○天田勝正君 きよりの質問は時間の関係で飛び飛びにならざるを得ないのですが、それで唐突に飛びますが、過日東南アジアを私回りまして、これが三度目でございまして、いつも日本からの企業進出に対して私は注意しながら実は見てまいりました。ところが、どこでもあることですが、国内においても過当競争をすいぶんやると、外国に行つても過当競争をやる、こういう始末で困つたものであります。これを決してあなたの責任だとか日銀当局の責任という意味で私は質問するのでございませぬ。ただ、金融の元締めとして関心を払わなければならぬ問題だ、こういうつもりであります。

そこで、これも多くの例は言ひませんが、一つ言ひますと、パンコックでいま産業奨励法の適用を受けて操業しているものが十五あります。そうして同様の法律で準備中のものが二十四、その他が四つ、こういうことであります。これらもすでに過当競争なのです。これは大使館等でもまことに寒心にたえないということを言つておりました。ばかな話であります。

もう一つ申し上げますと、丸善がシンガポールにたいへんな製油所をつくりました。つくつたとたん、英国資本に身売りいたしました。これはほかの人にはわからなくても、丸善の幹部は自分の本家のほうに火がついてゐることはわかつていなければならぬ。二年も前にわからなければ、経営者としての資格はないので、そういうのに出している。しかも、石油という国際商品というものは、流通がきつめて大切なので、そのほうは日本を見てもわかるかとおり、英米資本に握られてゐる、こういうわけでありまして、海外で競争するには、ずいぶん長期間にわたつての財政余力がなければ、投資余力がなければ、太刀打ちできない。うがむしろあたりまえなんです。そのあたりまえのことがいまや起きて、あれだけ膨大な設備をしたものがそつくりそのまま向こうさまにちやうど

と、こういう形になる。こういうことも政府のほうでも多く気づいて、

○参考人(宇佐美洵君) ただいまのお話は全く私

○天田勝正君 おかげさまで十分延ばしていただ

第五部 文藝委員會會議錄第四号 昭和四十四

もう一点伺ってやめに行いたいと思いますが、こ

十二月十一日【參義完】

ところが、日本銀行のほうのきめによると、担

これはさうなことをやれば阻害するといふ、こ

[illegible]

○委員長(西田信一君) 以上で質疑は終わりました。

午後零時十一分散会

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部

[illegible]

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の二部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三三三）の一部を次のように改正する。

第四十四条「百分の二十八・九」を「百分の二十九・五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第四十四条の規定は、昭和四十年年度分の予算から適用する。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることが出来る金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額、次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることが出来る。

一 日本開発銀行

二 日本輸出入銀行

三 日本国有鉄道

四 日本電信電話公社

五 日本道路公社

六 首都高速道路公社

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることが出来る。

一 日本開発銀行

二 日本国有鉄道

三 日本電信電話公社

四 地方公共団体

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を負つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることが出来る。

第三条の見出しを（債券の発行等）に改め、同条第二項中「日本開発銀行又は日本輸出入銀行は、その下に」を「第二条第二項各号に掲げる法人は、」に、「基き」を「に基づき」に改め、「必要があるときは」を「の下に」に改め、他の法律の規定による場合のほかは、同条第二項中「外資に関する法律」を「第二条第二項各号に掲げる法人が、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等を引き渡すための債券（以下「引渡債券」という。）を発行した場合において、外資に関する法律」に、「前項の債券」を「引渡債券」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限り。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することが出来る。

4 前項の主務大臣は、同項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

（一般担保）

第四条 第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをして、国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定により発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該特定の者と同一順位の優先権を有する。

（利子等の非課税）

第五条 第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの（以下この条において「債券等」という。）の利子及び償還差益（その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法

する法律」に、「前項の債券」を「引渡債券」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限り。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することが出来る。

4 前項の主務大臣は、同項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

（一般担保）

第四条 第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをして、国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定により発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該特定の者と同一順位の優先権を有する。

（利子等の非課税）

第五条 第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの（以下この条において「債券等」という。）の利子及び償還差益（その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法

（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、債券等の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（関係法律の廃止）

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公園等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第六十六号）

二 大阪港及び堺港並びにその隣接地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭和三十六年法律第三十三号）

三 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭和三十八年法律第三十六号）

（関係法律の一部改正）

3 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項ただし書中「鉄道債券」の下に「及び政令で定めるところにより、外貨鉄道債券（外国通貨をもつて表示する鉄道債券をいう。以下同じ。）を失つた者からの請求によりその者に交付するために発行する外貨鉄道債券」を加え、同条第二項中「鉄道債券」の下に「（同項ただし書の政令で定めるところにより、外貨鉄道債券を失つた者からの請求によりその者に交付するために発行する外貨鉄道債券を除く。）」

を加え、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「発行」の下に「（外国通貨をもつて支払われる北海道東北開発債券、公営企業債券又は中小企業債券を失った者からの請求によりその者に交付するためにこれらの債券の発行を除く。）」を加える。

5 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の三及び第三十七條の四を削る。

6 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二條第五項中「及び公社に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを削り、第十五項を第十一項とする。

7 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第二項を削る。

第二十五條第一項中「及び公社に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削る。

第二十七條中「外貨で支払わなければならない債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

第三十九條第二号中「第二十四條第一項ただし書」を「第二十四條ただし書」に改める。

8 国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

9 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「電信電話債券に係る債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）以下「特別措置法」という。）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を、「外貨をもつて支払われるものに係る債務」の下に「（特別措置法第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

10 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の三中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

11 日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九條中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

12 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一條中「宅地債券に係る債務」の下に「並びに国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

13 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

14 石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

15 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第四項中「及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第二十八條第一項中「次項の規定により保証することができ債務を除く。）」を「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」に改め、同項第二項を削る。

16 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

17 公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

18 航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條の二中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

第三十七條第四項中「及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第三十八條の二第一項中「次項の規定により保証することができ債務を除く。）」を「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」に改め、同条第二項を削る。

20 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四條第四項中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

21 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一條中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

22 阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）」を加える。

23 愛知用水公団がこの法律の施行前に愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）第三十四條第二項の規定により国際復興開発銀行と締結した外貨資金の借入契約に基づき同法第三十五條第一項の規定により発行する債券及び農地開発機械公団がこの法律の施行前に農地開発機械

公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十四
条第二項の規定により国際復興開発銀行と締結
した外貨資金の借入契約に基づき同法第二十
五条第一項の規定により発行する債券について
は、これらの債券を国際復興開発銀行等からの
外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭
和二十八年法律第五十一号）第五条第一項に規
定する引渡債券とみなして、同条の規定を適用
する。

24 この法律の施行前に発行された旧大阪港及び
堺港並びにその臨港地域の整備のため発行され
る外貨地方債証券に関する特別措置法第二条又
は旧東京港湾区域における土地造成事業等の
ため発行される外貨地方債証券に関する特別措
置法第二条に規定する地方債証券、附則第五項に
よる改正前の日本開発銀行法第三十七条の四に
規定する外貨債券並びに附則第六項による改正
前の日本電信電話公社法第六十二条第十二項及
び第十三項に規定する外貨電信電話債券に係る
これらの規定に規定する利子又は差益について
は、これらの規定は、なおその効力を有する。

25 この法律の施行前に、旧大阪港及び堺港並び
にその臨港地域の整備のため発行される外貨地
方債証券に関する特別措置法第一条、旧東京港
湾区域における土地造成事業等のため発行され
る外貨地方債証券に関する特別措置法第一条
又はこの附則による改正前の日本開発銀行法第
三十七条の三、日本電信電話公社法第六十二条
第八項、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債
務の保証に関する法律、日本道路公団法第二十
八条第二項、首都高速道路公団法第三十八条の
二第二項若しくは電源開発促進法第二十七条の
規定により政府がした保証契約については、こ
れらの規定は、なおその効力を有する。